第5節 資本増強制度への対応

資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

- 1. 平成 15 年 3 月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年 8月7日に、年 9 月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同 年 12 月 25 日に報告内容の公表が行われた。(資料 10 - 5 - 1 ~ 2 参照)
- 2. 平成 15 年 8 月 1 日、15 年 3 月期の当期利益が経営健全化計画対比で 大幅に下振れた下記の 15 の公的資本増強行について、金融機能早期健 全化法第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を 確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、金融機 能早期健全化法第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項または同法第 52 条の 33 第 1 項に基づき業務改善命令を発出した。(資料 10 - 5 - 3 参照)
 - (8月1日の業務改善命令発出先)みずほフィナンシャルグループ、UF」ホールディングス、 三井住友フィナンシャルグループ、三井トラスト・ホールディングス、住友信託銀行、 あしぎんフィナンシャルグループ、もみじホールディングス、
 - 北陸銀行、熊本ファミリー銀行、北海道銀行、千葉興業銀行、 八千代銀行、東日本銀行、福岡シティ銀行、和歌山銀行
- 3. 平成 16 年 6 月 18 日、株式会社UFJホールディングスについて、15 年 3 月期において、金融機能早期健全化法第 20 条第 2 項及び銀行法第 52 条の 33 第 1 項に基づく業務改善命令を受けたにも拘らず、経営健全化計画に係る 16 年 3 月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、なお経営の改善が見られないことから、金融機能早期健全化法第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められ、金融機能早期健全化法第 20 条第 2 項及び銀行法第 52 条の 33 第 1 項に基づき業務改善命令を発出した。(資料 10 5 4 参照)

経営健全化計画の見直し

1.経営健全化計画は、4年間の計画として策定されているが、原則として策定から2年を経過する時期に以降4年間の新たな計画の策定を求めることとされており、21の資本増強行の経営健全化計画について見

直しが行われた。

- 2. このうち、6行(上記 2. の業務改善命令を受けていないもの) については、見直し後の新しい経営健全化計画が平成 15 年 8 月 7 日に 公表された。(資料 10 - 5 - 5 参照)
- 3.また、上記 2.の業務改善命令を受けた 15 行については、当該命令に基づき提出された業務改善計画の内容が織り込まれた新しい経営健全化計画が平成 15 年 9 月 19 日に公表された。(資料 10 5 6 参照)
- 4. りそなグループについては、預金保険法に基づく資本増強を受けるに当たって、「経営の健全化のための計画」が平成 15 年 6 月 10 日に公表されたが、新経営陣の下で改めて策定した数値目標等を含む新しい経営健全化計画が、15 年 11 月 14 日、提出・公表された。(資料 10 5 7 参照)